

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		都市戦略局都市計画課		093-582-2451					
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考		
令和5年度 都市計画情報Webアプリ改修業務委託	ESRIジャパン株式会社	2,266,000	令和5年11月24日	<p>本市は、令和4年にArcGISを用いたインターネット情報システムG-motty行政情報に都市計画図（北九州市版）を新たに開発・公開し、コスト縮減、業務改善、利用者の利便性向上を実施した。</p> <p>本業務は都市計画図の更なる利便性向上を図るため、住所検索機能の拡充や都市計画道路の整備状況表示など、一部機能の追加を行うものである。</p> <p>作業内容は、デジタル市役所推進室で可能な簡易的なデータの更新等ではなく、情報システムの基盤改修に係る業務であり、ArcGISに関する専門且つ特殊な知識を要するため、履行可能な者はArcGISの開発元であるESRIジャパン株式会社1者のみである。</p>	自治法施行令第2号	2,266,000			

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		都市戦略局都市交通政策課		093-582-2418				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考	
令和6年度 北九州都市モノレール小倉線軌道敷等維持修繕業務委託	北九州高速鉄道株式会社	246,156,900	令和6年3月28日	<p>本業務は、北九州モノレールのインフラ施設である軌道敷等の維持修繕を行うものである。下記の理由により、北九州高速鉄道株式会社の特命とする。</p> <p>①軌道法及び軌道法に係る国の指導 軌道法及び軌道法に係る国の指導（「道路と軌道・鉄道に関する事務要覧」）に「都市モノレール等のインフラ部分は原則的に軌道経営者が維持、修繕を行うもの」と記されている。</p> <p>②インフラ施設の維持管理に関する協定 ①に基づき、昭和60年1月8日に「道路管理者 北九州市（甲）」と「北九州高速鉄道株式会社（乙）」において、「北九州モノレール小倉線軌道敷の維持修繕に関する協定」を締結。この中でインフラ施設の維持管理は乙が行うものとされている。</p>	自治法施行令第2号	246,156,900		

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		都市戦略局都市再生企画課		093-582-2502				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考	
東田地区公共空間活用社会 実験企画運営業務委託	株式会社ダイスプロジェク ト	6,600,000	令和5年10月20日	<p>本業務は公共空間の新たな使い方を探る社会実験を実施するものであり、業務遂行には公共空間に係る管理規定や要綱、国や他都市での様々な新たな取組みの動向を踏まえた上で、当該業務対象地区の特性を鑑みた新たな公共空間活用のアイデア、企画力、管理調整能力など、実現に向けた高度なノウハウが求められる。</p> <p>本市での類似業務の発注事例は極めて少ないことから、プロポーザルにより幅広く提案を募集することで競争性を高め、質の高い社会実験にするため。</p>	自治法 施行令 第2号	6,600,000		

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		都市戦略局 事業推進課		093-582-2469				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考	
門司港地域複合公共施設BELS評価資料作成業務委託	株式会社山下設計九州支社	3,487,000	令和6年1月22日	<p>本業務は、門司港地域複合公共施設の省エネルギー性能表示制度（BELS）に係る評価資料作成（省エネルギー計算含む）及び第三者認証機関へ評価申請を行うものである。</p> <p>特命業者である（株）山下設計九州支社は、令和4年9月8日から令和5年11月30日に実施した門司港地域複合公共施設新築工事実施設計業務委託の受注者（山下設計・久保建築設計共同企業体の代表者）であり、設計においては、建築物のエネルギー消費性能の向上目的として、建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネ適合性判定に必要な計算（モデル建物法）を実施し、ZEB（ZEB Ready）相当の建築物となるよう設計を行っている。</p> <p>本業務は、門司港地域複合公共施設新築工事実施設計を基に、BELS評価に必要なエネルギー消費性能に関する計算（標準入力法）を実施するものであり、実施設計においてZEBレベル（ZEB Ready）を達成するために要したノウハウが必要不可欠である。</p> <p>また、当該業者と契約しなければ、実施設計とのデータに差が生じるなど一貫性が確保できなくなるとともに、仮にZEB化を達成できなかった場合の責任の所在が不明確となる。</p> <p>このため、（株）山下設計九州支社と特命随意契約を締結したものの。</p>	自治法施行令第6号	3,875,300		

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先	都市戦略局 緑政課	093-582-2466
-----------	-----------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
旧安川邸銅像設置業務委託	日本通運株式会社 北九州支店	1,620,140	令和5年11月2日	<p>本業務は、福岡県と友好都市関係にある江蘇省により寄贈された銅像（孫文像）を孫文氏と所縁がある旧安川邸（戸畑区一枝一丁目4番23号）に設置するものである。</p> <p>寄贈する中国美術館側が日本通運株式会社北九州支店を使い、中国から旧安川邸まで像を移送することとなっているが寄贈される銅像は替えのきかない美術品のため、特に慎重な取扱いが必要である。</p> <p>移送から設置までは保管ができないため、一連の工程で作業を行う必要があり、密接不可分である。同一の者以外では責任区分が不明確になり、破損発生時の原因究明・修理などの対処が困難になるなど、本契約の目的達成が極めて困難になることが明確である。</p> <p>よって、本業務委託については、日本通運株式会社を特命業者として選定するものである。</p>	自治法 施行令 第6号	1,700,000	
旧安川邸竜王戦特別企画展業務委託	株式会社 読売新聞西部本社	1,178,650	令和5年11月10日	<p>本業務は、旧安川邸で開催された「第36期竜王戦北九州対局」を一過性のイベントで終わらせるのではなく、市制60周年記念事業としての盛り上がりの継続と対局会場となった旧安川邸の集客につなげるため企画展を開催するものである。</p> <p>この企画展を開催するためには、「第36期竜王戦北九州対局」を主催した（株）読売新聞西部本社との権利関係をはじめとする様々な調整が必要となる。特に、企画展の展示パネルに使用する写真は、「第36期竜王戦北九州対局」の主催者である（株）読売新聞西部本社が撮影し著作権を有しているため、当該業務を履行できるのは、読売新聞西部本社1社しかいないため。</p>	自治法 施行令 第2号	1,178,650	

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先	都市戦略局 緑政課	093-582-2466
-----------	-----------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
旧安川邸（洋館棟）耐震診断及び耐震補強計画策定業務委託	株式会社 大建エンジニアリング	6,435,000	令和5年10月16日	<p>旧安川邸（洋館棟）は令和4年度に本件委託業者により「旧安川邸（洋館棟）意匠及び構造基礎調査」が行われ、耐震安全性が確保されていない可能性が高く、建物として利用するためには「耐震診断」及び「耐震補強計画」が必要と判断された。</p> <p>そのため、「耐震補強工事」を行う事前検討として、本委託で「耐震診断」及び「耐震補強計画」の策定を行う。</p> <p>・「耐震診断」は、建物の現場調査によって得られた「外観状況」「躯体強度」「構造形式」「構造部材状況」等のデータを、コンピュータープログラムを使用して総合的に構造解析し、耐震安全性が確保されていない箇所を判定するものである。</p> <p>・「耐震補強計画」では、「耐震診断」の結果及び現況データを基に、どの箇所に、どのような方法で補強を行うことが、経済上も含め適当であるかを検討する。検討に際しては、「耐震診断」のデータに「耐震補強計画」のデータを入力し、再度構造解析を行って、耐震安全性が確保されることを確認し、計画策定を行う。</p> <p>以上の経過により他業者では、構造的見地から耐震補強計画の策定（確定）は困難であり、また新たな現場調査及び現況データの入力等の必要がなく、工期の短縮（60日程度）と経費（150万円程度）の削減が図られることから標記業者を特命としたい。</p>	自治法施行令第6号	6,484,500	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号